

関税法 ミニガイド

◆ 関税法

第67条(輸出または輸入の許可)

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

ただし、旅客又は乗客員の携帯品については、税関において輸出申告書の提出を求める場合を除き原則として口頭申告することができる

第70条(承認又は確認)

他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政処分又はこれに準じるものを必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

■ 関税法施行令

第58条(輸出申告の手続き)

輸出しようとする貨物についての法第67条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。

ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品である時は、口頭で申告させることができる。

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- ④ 貨物の蔵置場所
- ⑤ その他参考となるべき事項

■ 関税法基本通達

第67-2-7(旅具通関扱いをする貨物)

携帯して輸出する貨物で、許可不要であり、輸出令別表第6(出国者の携帯品等)に掲げられ、総額が30万円程度以下のもの(託送品等の規定も別途あり)

第67-2-8(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)

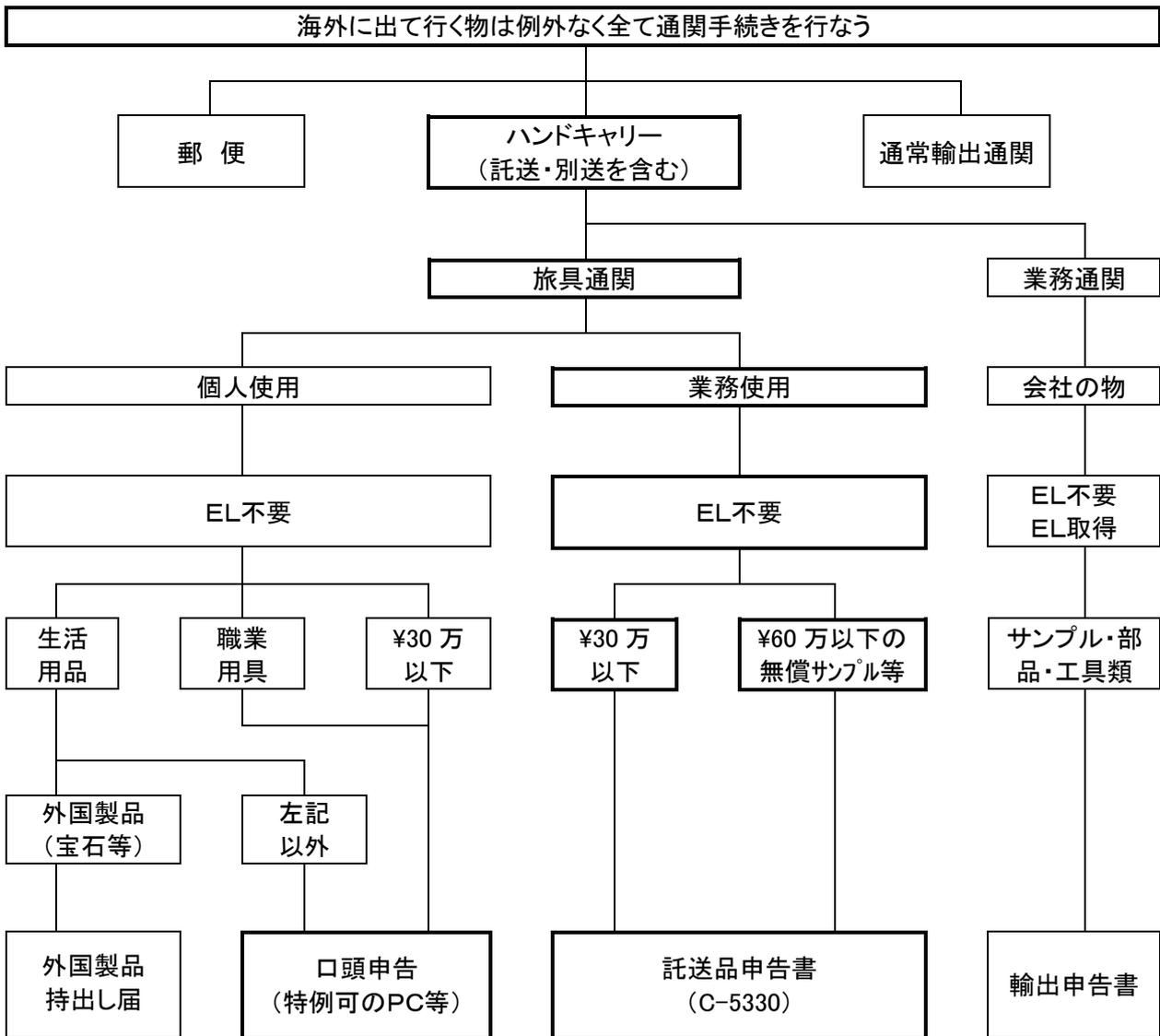
携帯して輸出する貨物については、口頭申告とする。(通常は、航空会社のチェックインで通関)

旅客が許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」を2通提出。
→どちらかと云うと、持ち帰り(入国)時の対応。

注記

- ① 貨物等の通関方法は2通りある。
 - ・旅具通関: 売買を目的としないもので、無税で簡易通関できるもの。
 - ・業務通関: 売買を目的にしているもので、細かいリスト等を要し、課税で通関。
- ② 旅具通関を主体とした輸出手続きの概略フローを、別紙-1に示す。
- ③ 旅具通関を主体とした関税法の内容補足を、別紙-2に示す。

別紙-1 輸出手続きの概略フロー(旅具通関を主体)



用語の補足説明

・旅具通関

正規の輸出申告書を用いず、原則として口頭申告または託送品申告書による簡易な通関手続き。これには ①携帯して輸出、②出国者に託して輸出、③別送で輸出がある。

・携帯品

手荷物・衣類・書籍・化粧品・身辺装飾品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

・職業用具

本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。
ただし、通関時に適用の可否が判断されるのであまり明確ではない。
技術者が持参する個人使用のPC等はここに含めている。

・口頭申告

必ずしも口頭による税関との会話は必要ではない。
口頭申告の対象貨物は暗黙の了解として、口頭による申告をしたと見なされる。

別紙一2 関連関税法の抜粋

●関税法

第6章 通関

(輸出又は輸入の許可)

第 67 条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

旅客又は乗客員の携帯品については、税関において輸出申告書の提出を求める場合を除き原則として口頭申告することができる(関令第58条ただし書)。

●関税法施行令／通関(第 58 条—第 68 条)

第 5 章 通関

(輸出申告の手続)

第 58 条 輸出しようとする貨物についての法第 67 条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。

ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で申告させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- 二 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 貨物の蔵置場所
- 五 その他参考となるべき事項

●関税法基本通達

第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 2 節 特殊輸出通関

(輸出少額貨物の簡易通関扱い)

67-2-1 次に掲げる輸出貨物については、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記 67-2-7 の規定により旅具通関扱いをするものを除く。

- (1) 統計基本通達 21-2(普通貿易統計計上除外貨物)の(3)-(6)(ただし、総価格 25 万円以下のものに限る。)、(7)(ただし、イ、ホ及びチを除く。)、(8)-(11)及び(16)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの
- (2) その他の貨物で 1 品目の価格が 20 万円以下のもの

(小額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告)

67-2-2 少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告については、次による。

- (1) 前記 67-2-1 に掲げる貨物については、「輸出申告書」(C-5010)の記載事項のうち統計品目番号の記載を要しない。
- (2) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品(外務大臣官房在外公館課長の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。)である場合の輸出申告については、別記あり。
- (3) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、定率法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号「外交官用貨物の免税」までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が外務大臣官房儀典長の発給した簡易通関依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに準ずる。
- (4) 少額貨物簡易通関扱いの適用を受けようとして申告された貨物が、検査、鑑定等の結果、前記 67-2-1 に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至ったときは、輸出申告書に必要な事項の補足等を行わた上、改めて一般の輸出手続をとらせる。

(旅具通関扱いをする輸出貨物)

67-2-7 次に掲げる貨物については、後記 67-2-8(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。

- (1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯(別送を含む。)して輸出する貨物(前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実に認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。)で、次に掲げるもの。
 - イ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六《出国者の携帯品等》に掲げるもの(「携帯品」については、品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であつて、その総価額が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の数量が 10 個又は 10 組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。)
 - ロ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六《出国者の携帯品等》に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のもの(狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による…中略…支障がないと認められたものを含む。)
- (2) 船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物(託送品)で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、次に掲げるもの。
 - イ 受取人の個人的使用に供されるもの又は総価額が 30 万円程度以下のもの
 - ロ 受託者の属する船会社又は航空会社名が印刷されている 便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で他の目的又は用途に供されるおそれのないもの
 - ハ 総価額 60 万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品
 - ニ 外国公館が輸出する公用品又は外国の外交官等が輸出する自用品
 - ホ 本邦の在外公館に送付される公用品
- (3) 外国公館の公用品のうち、外交行のう等のように輸出申告書を提出させることが不相当と認められるもの

[関連:昭 54 蔵関第 367 号(永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について)]

(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)

67-2-8 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告については、次によるものとする。

- (1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する貨物(自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下、この項において同じ。)、船舶及び航空機を除く。)については、口頭による申告とする。ただし、旅客等が再び本邦に持ち込む外国製品を携帯輸出する際には、乗組員にあつては「外国製品持出確認票」(C-5330)により、旅客にあつては税関で定める適宜の様式により、税関の確認を受けさせるものとする。

また、旅客等が携帯して輸出する自動車、船舶及び航空機については、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」(C-5340)2 通(原本、許可書用)を提出することにより申告させ、輸出を許可したときは 1 通を許可書として申告者に交付する。
- (2) 他港まで運送を必要とする輸出別送品については、申告受理税関において輸出を許可し、積込地までの保税運送を認めることとして差し支えない。この場合には口頭申告によることはなく、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」(C-5340)2 通(原本、許可書用)を提出させ、当該申告書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載し、輸出を許可したときは 1 通を許可書(運送承認書兼用)として申告者に交付する。
- (3) 託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であつて旅客が輸出許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」2 通を提出することにより申告させ、輸出の許可を行ったときは、うち 1 通にその旨を記載して申告者に交付する。
- (4) 法第 70 条第 1 項又は第 2 項《他法令の確認》の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を提出させる。

(外国の見本市等に出品する貨物の一括輸出手続)

67-2-11 外国において開催される見本市等に出品する貨物の輸出手続は、次による。

- (1) 輸出申告については、各船積港において、輸出申告書に当該輸出申告に係る出品貨物の明細リストを添付させて、一括申告を認めて差し支えない。
- (2) 展示貨物については、便宜、輸出申告前に検査を行って差し支えない。